

事業主のみなさまへ

「キャリアアップ助成金」を活用して 従業員を正社員化しませんか？

さらに「人材開発支援助成金」の併用で金額が加算されます

キャリアアップ助成金の「正社員化コース」とは？

有期雇用労働者等※を正規雇用労働者に転換または直接雇用した場合に、事業主に対して助成を行う制度です。

※無期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者を含む、いわゆる「非正規雇用労働者」を指します。



キャリアアップ助成金について

助成金の金額

正社員化コースの一人あたりの助成額は以下のとおりです。

企業規模	転換前の雇用形態	有期雇用労働者	無期雇用労働者
	中小企業		57万円
大企業		42万7,500円	21万3,750円

- ・ 1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は20人です。
- ・ 生産性の向上が認められる場合には上記金額の約25%が上乗せされます。
- ・ 措置によっては加算が受けられる場合があります。

助成金の給付条件

助成金の受給には以下の3つの条件を満たす必要があります。



年間10万人
以上が利用！



① 制度の規則化

正規雇用労働者に転換する制度を就業規則などに規定していること。

② 賃金アップ

転換後6か月間の賃金を、転換前6か月間の賃金より**3%以上増額**させていること。

③ キャリアアップ計画

正規雇用労働者に転換する前日までに「キャリアアップ計画※」を作成・提出していること。

※キャリアアップ計画は、労働者のキャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるための、今後の大まかなイメージを記載した計画です。

金額の加算措置については裏面へ

「人材開発支援助成金」も一緒に活用すると 正社員化コースの助成金額が加算されます

人への
投資！

人材開発支援助成金とは？



人材開発支援助成金は、事業主が雇用する労働者に対して職務に関連した訓練を行った場合に、受講料などの訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。



人材開発支援助成金について

助成金額加算の条件

人材開発支援助成金の特定の訓練を修了した後に正規雇用労働者に転換すると助成金額が加算されます。対象の訓練は以下のとおりです。

- 「特別育成訓練コース」の一般職業訓練または有期実習型訓練
- 「人への投資促進コース」のうち以下の訓練
 - ・ 定額制訓練
 - ・ 自発的職業能力開発訓練
 - ・ 高度デジタル人材等訓練（高度デジタル人材訓練と成長分野等人材訓練）
 - ・ 長期教育訓練休暇等制度（長期教育訓練休暇制度と教育訓練短時間勤務等制度）を活用し、労働者が自発的に取り組んだ訓練
- 「特定訓練コース」の労働生産性向上訓練のうち、IT技術の知識・技能を習得するための訓練（ITSSレベル2）

一人あたりの加算金額

企業規模	転換前の 雇用形態	有期雇用労働者	無期雇用労働者
	中小企業・大企業		9万5,000円

例：中小企業で働く有期雇用労働者が、人材開発支援助成金の特定の訓練を修了後に正規雇用労働者に転換した場合の一人あたりの助成金額

$$\begin{array}{r} 57万円 \\ (助成額) \end{array} + \begin{array}{r} 9万5,000円 \\ (加算額) \end{array} = \mathbf{66万5,000円}$$

キャリアアップ助成金の申請方法や助成額など制度の詳細は、
都道府県労働局または最寄りのハローワークまでお問い合わせください。